

[日本臨床腫瘍学会]経過報告：本学会における新専門医制度への対応について

日本臨床腫瘍学会 会員各位

皆様既にご存知の通り、2017年度より日本専門医機構による新専門医制度が実施される予定です。現在、本学会「がん薬物療法専門医」の認定・更新要件の一つに、「基本となる学会の認定医・専門医」資格がありますが、日本内科学会では2017年度より「認定内科医試験」の廃止が決定されました。一方、新専門医制度においてはサブスペシャリティ領域の専門医認定には基本領域専門医資格が必須となるものと考えられます。

本学会は、「がん薬物療法専門医」が新専門医制度におけるサブスペシャリティ領域の専門医として認定されるよう鋭意努力しておりますが、内科学会の制度変更を受け、今後内科学会を基本領域としてがん薬物療法専門医を申請・更新する際には、「認定内科医」資格のみでは新専門医制度における基本領域の専門医として認められなくなる可能性があります。これまで本学会の薬物療法専門医は、「内科認定医」などの資格を有していることを条件としてきましたが、今後は「総合内科専門医」資格の取得が要件となる可能性が考えられます。

本学会としての対応を含め具体的な時期や手続きについては、今後逐次お知らせいたしますが、既にがん薬物療法専門医を取得されている方、また今後がん薬物療法専門医の取得をお考えの皆様には、各自でも新専門医制度についてご注意ください。

引き続き本学会専門医制度へのご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

日本臨床腫瘍学会  
がん薬物療法専門医制度委員会  
委員長 南 博信